

証券コード4174
2024年4月10日
(電子提供措置の開始日2024年4月3日)

株 主 各 位

東京都渋谷区神宮前六丁目27番8号
株 式 会 社 ア ピ リ ッ ツ
代表取締役社長執行役員CEO 和 田 順 児

第24回定時株主総会招集ご通知

拝啓 日頃より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

また、このたびの「令和6年能登半島地震」により被災された皆様には、心よりお見舞い申し上げますとともに、一日も早い復興をお祈り申し上げます。

さて、当社第24回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトにて「第24回定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト <https://appirits.com/ir/meeting.html>



また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

東京証券取引所ウェブサイト

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

上記ウェブサイトにアクセスして、「銘柄名(会社名)」に「アピリッツ」または証券「コード」に「4174」(半角)を入力・検索し「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択の上、ご覧ください。

なお、当日ご出席されない場合は、書面及び電磁的方法により議決権を行使することができませんので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討の上、本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2024年4月24日(水曜日)午後6時までには到着するようご送付いただくか、議決権行使サイトより議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2024年4月25日(木曜日) 午前11時00分
2. 場 所 ベルサール新宿グランドコンファレンスセンター Room A+B
東京都新宿区西新宿8-17-1 住友不動産新宿グランドタワー5階
(末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください)
3. 目的事項
報告事項
 1. 第24期(2023年2月1日から2024年1月31日まで) 事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第24期(2023年2月1日から2024年1月31日まで) 計算書類報告の件決議事項
 - 第1号議案 定款一部変更の件
 - 第2号議案 取締役5名選任の件
 - 第3号議案 監査役3名選任の件
 - 第4号議案 ストックオプションとして新株予約権を発行する件
 - 第5号議案 取締役に対する非金銭報酬としてのストックオプション付与の件
4. 議決権の行使についてのご案内
3頁～5頁の「議決権行使方法のご案内」をご参照ください。

以 上

-
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款第18条の規定に基づき、ご送付している書面には記載しておりません。
連結計算書類の「連結注記表」及び計算書類の「個別注記表」
- ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにて修正内容を掲載させていただきます。

議決権行使方法のご案内

株主総会参考書類をご検討いただき、以下、いずれかの方法にて、是非とも議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

■ 当日ご出席される場合



同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

株主総会当日は、資源節約のため、この「招集ご通知」をお持ちくださいますようお願い申し上げます。

株主総会日時

2024年4月25日（木曜日）午前11時00分開催
（受付開始は午前10時30分を予定しております。）



招集ご通知



■ 当日ご出席されない場合



■ 郵送によるご行使

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、行使期限までに到着するようご返送ください。議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

行使期限

2024年4月24日（水曜日）午後6時00分必着

こちらを切り取って
ご返送ください



■ インターネットによるご行使

当社の指定する議決権行使ウェブサイトへアクセスしていただき、行使期限までに賛否をご送信ください。

▶ 詳細は4頁～5頁をご覧ください。

行使期限

2024年4月24日（水曜日）午後6時00分まで

議決権行使ウェブサイト ▶ <https://www.web54.net>

スマートフォンでの議決権行使はQRコードを読み取る方法をご利用ください

議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使サイトにアクセスすることができます。

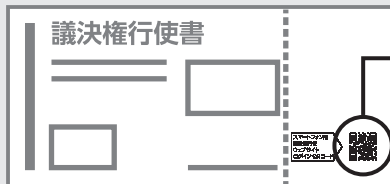
▶ 次頁に詳しくご紹介しています



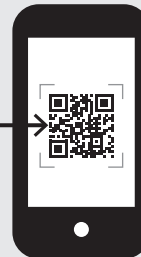
■「スマート行使」による議決権行使について

① スマートフォン用議決権行使ウェブサイトへアクセスする

同封の議決権行使書用紙の右下「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」をスマートフォンかタブレット端末で読み取ります。



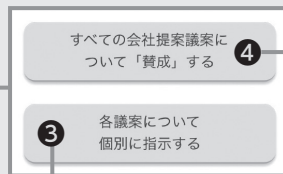
※QRコードは、株式会社デンソーウェブの登録商標です。



② 議決権行使ウェブサイトを開く



表示されたURLを開くと議決権行使ウェブサイト画面が開きます。議決権行使方法は2つあります。

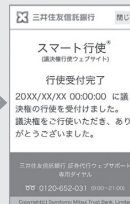


③ 各議案について個別に指示する



画面の案内に従って各議案の賛否をご入力ください。

④ 全ての会社提案議案について「賛成」する



確認画面で問題なければ「この内容で行使する」ボタンを押して行使完了！



一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合、再度QRコードを読み取り、同封の議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」/「パスワード」をご入力いただく必要があります（パソコンから、議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net> へ直接アクセスして行使いただくことも可能です）。

■ インターネットによる議決権行使について

インターネットによる議決権行使は、当社の指定する議決権行使ウェブサイト (<https://www.web54.net>)にてご利用いただけます。

なお、インターネットによる議決権行使には、議決権行使書用紙の裏面に記載の「議決権行使コード」と「パスワード」が必要になります。



パソコンによるアクセス手順 <https://www.web54.net>

① WEBサイトへアクセス

*** ようこそ、議決権行使ウェブサイトへ! ***

- 本サイトにアクセスするには、「インターネット」は必要事項を適切に設定する必要があります。ご確認の上、ご利用ください。
- 本画面に接続しない場合は、ブラウザを再起動してください。

※本画面に接続しない場合は、ブラウザを再起動してください。

●本サイトに接続できない場合は、インターネット接続環境を確認してください。

●本サイトに接続できない場合は、インターネット接続環境を確認してください。

●本サイトに接続できない場合は、インターネット接続環境を確認してください。

Copyright © Sanjō Trust Bank, Limited
（東京都中央区）

③ パスワードの入力

*** ご自身で登録するパスワードへの変更 ***

- パスワードは8文字以上、1つの文字に2種類以上の記号を含める必要があります。
- 議決権行使書用紙に記載のパスワードと異なるパスワードを入力し、確認ボタンをクリックしてください。
- パスワードを再入力して確認してください。

議決権行使書用紙に記載のパスワード:

ご登録になるパスワード:

確認のパスワード:

② ログインする

*** ログイン ***

- 議決権行使コードを入力し、[ログイン]ボタンをクリックしてください。
- 議決権行使コードは議決権行使書用紙に記載されています。
[パスワード]は上記の通り、適切に設定してください。登録情報の場合は、
[パスワード]は電子メール本文に記載されています。

議決権行使コード:

以降は画面の入力案内に従って
賛否をご入力ください。

システム等に関するお問い合わせ

三井住友信託銀行株式会社
証券代行ウェブサポート

 0120-652-031 (受付時間 9:00~21:00)

スマート行使・インターネットによる議決権行使についての注意事項

- 書面による議決権行使とインターネットによる議決権行使が重複して行われた場合はインターネットによるものを有効な議決権行使といたします。
- インターネットによって、議決権を複数回行使された場合は、最後に行われたご登録の内容を有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- パソコン又はスマートフォンによる議決権行使は、インターネット利用環境によっては行えない場合もございますので、ご了承ください。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 定款一部変更の件

(1) 定款変更の理由

会計監査人の報酬等について機動的な意思決定を行うことができるよう、代表取締役が監査役会の同意のもとで決定できる旨の規定を設けるものであります。また、会計監査人が職務の執行にあたり、期待される役割を十分に発揮できるようにするために、会計監査人との間で責任限定契約を締結できる旨の規定を設けるものであります。

(2) 定款変更の内容

変更内容は次のとおりです。

(下線部は変更部分)

現行定款	変更案
(新設)	<u>(報酬等)</u> 第 44 条 <u>会計監査人の報酬等は代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</u>
(新設)	<u>(会計監査人との責任限定契約)</u> 第 45 条 <u>当社は、会計監査人との間で当該会計監査人の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。</u>
第 44 条 ~ 第 47 条 (条文省略)	第 46 条 ~ 第 49 条 (現行どおり)

第2号議案 取締役5名選任の件

本総会終結の時をもって取締役全員（6名）が任期満了となります。つきましては、取締役5名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
1	和田 順児 (1975年1月3日) 再任	1993年4月 富士通株式会社入社 2000年4月 株式会社フレックス・ファーム（現株式会社KSK）入社 2004年5月 住商アドミサービス株式会社入社 2005年12月 当社入社 2007年4月 当社執行役員 2009年9月 当社執行役員副社長 2010年4月 当社取締役副社長 執行役員 2011年4月 当社取締役副社長 執行役員COO 2014年4月 当社代表取締役社長 執行役員CEO（現任） 2022年1月 株式会社ムービングフルー取締役（現任） 2022年7月 株式会社Y's 取締役（現任）	178,200株
2	永山 亨 (1973年7月23日) 再任	1996年4月 西武運輸株式会社（現セイノースーパーエクスプレス株式会社）入社 2003年4月 株式会社メンバーズ入社 2004年9月 ディップ株式会社入社 2015年10月 株式会社クリエイターズマッチ入社 2016年1月 同社取締役 2020年4月 当社入社 執行役員CFO 2020年4月 当社取締役 執行役員CFO（現任） 2022年1月 株式会社ムービングフルー取締役（現任） 2022年7月 株式会社Y's 監査役（現任）	3,000株
3	川又 啓子 (1960年11月26日) 再任	2002年4月 京都産業大学 経営学部 専任講師 2004年4月 京都産業大学 経営学部 助教授／准教授 2011年4月 京都産業大学 経営学部 教授 2013年4月 亜細亜大学 経営学部 教授 2017年4月 青山学院大学 総合文化政策学部 教授（現任） 2022年4月 当社取締役（現任）	—

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
4	きたがみ しんいち 北上 真一 (1957年10月20日) 再任	1981年4月 旧株式会社日本交通公社（現株式会社JTB）入社 2006年4月 旧株式会社JTB 代表取締役社長 2008年10月 旧株式会社JTB情報システム（現I&Jデジタルイノベーション株式会社）取締役副社長 2011年2月 株式会社JTBビジネスイノベーターズ 代表取締役常務 2011年4月 東京都市大学 都市生活学部 非常勤講師兼務 2018年4月 静岡県立大学 経営情報学部 特任教授 大学院経営情報イノベーション研究科 特任教授 2023年4月 静岡県立大学 経営情報学部 経営情報イノベーション研究科 客員教授（現任） 2023年4月 当社取締役（現任）	-
5	しょうのう ま ゆ 正能 茉優 (1991年8月22日) 再任	2014年3月 株式会社ハピキラFACTORY 代表取締役（現任） 2019年4月 慶應義塾大学大学院 特任助教 2020年7月 パーソルキャリア株式会社入社（現任） 2021年3月 株式会社ガイアックス 社外取締役（現任） 2023年4月 当社取締役（現任）	-

- (注) 1. 各候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。
2. 川又啓子氏、北上真一氏及び正能茉優氏は、社外取締役候補者であります。
3. 川又啓子氏は、青山学院大学総合文化政策学部教授として、マーケティング戦略や消費者行動の分野において高い専門性を有するほか、eスポーツのスポーツ化に関する研究に従事しており、それらに基づく客観的かつ専門性と知見を活かした有益な助言や意見が期待されることから、引き続き同氏を社外取締役候補者といいたしました。社外取締役在任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。
4. 北上真一氏は、JTBグループ企業の要職を歴任し、ウェブ開発やeコマース事業をけん引したほか、静岡県立大学経営情報学部並びに大学院経営情報イノベーション研究科の特任教授として観光学の研究に従事した経験を有しています。これらの知見とインターネットビジネスにおける経営経験を活かし、当社の経営に対して有益な意見や指導が期待されることから、引き続き同氏を社外取締役候補者といいたしました。社外取締役在任期間は、本総会終結の時をもって1年となります。
5. 正能茉優氏は、慶應義塾大学総合文化政策学部在学中に小布施若者会議を創設し、地域活性化に寄与したほか、株式会社ハピキラFACTORYを創業、女性目線・若者目線で地域商材のプロデュースを行っております。また、ミレニアル世代の世代論、組織論の分野にも明るく、これらの知見や多様な経験に基づいた客観的かつ時流に沿った立場からの意見が期待されることから、引き続き同氏を社外取締役候補者といいたしました。社外取締役在任期間は、本総会終結の時をもって1年となります。

6. 当社は、川又啓子氏、北上真一氏、正能茉優氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。各氏が再任された場合、引き続き各氏を独立役員とする予定であります。
7. 当社と川又啓子氏、北上真一氏、正能茉優氏は、それぞれ会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約における損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額であります。各氏の再任が承認された場合、当該契約を継続する予定であります。
8. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（以下、「D&O保険」といいます。）契約を締結しており、これにより、取締役等が業務に起因して損害賠償責任を負った場合における損害（ただし、保険契約上で定められた免責事由に該当するものを除きます。）等を填補することとしております。なお、D&O保険の保険料は、全額を当社が負担しております。本議案でお諮りする取締役の再任候補者については、すでに当該保険契約の被保険者となっており、選任後も引き続き被保険者となります。D&O保険の契約期間は1年間であり、当該期間の満了前に取締役会において決議の上、これを更新する予定であります。

第3号議案 監査役3名選任の件

本総会終結の時をもって監査役全員（3名）が任期満了となります。つきましては、監査役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
1	<p>みはら じゅん 三原 順 (1959年7月3日)</p> <p>再任</p>	<p>1982年4月 株式会社ダイエー入社 1997年9月 株式会社サクノス 代表取締役 2005年7月 当社入社 2007年4月 当社執行役員社長室長 2008年4月 当社取締役 執行役員CFO 2009年9月 当社代表取締役社長 常務執行役員 2010年1月 SBIナビ株式会社（現ナビプラス株式会社） 取締役 2010年4月 当社代表取締役社長 執行役員 2011年4月 当社代表取締役社長 執行役員CEO 2014年4月 当社監査役（現任）</p>	23,000株
2	<p>いしがみ なおひろ 石上 尚弘 (1960年2月12日)</p> <p>再任</p>	<p>1984年4月 労働省（現厚生労働省）入省 1997年4月 弁護士登録 石上法律事務所開業 2001年9月 オリックス不動産投資法人 監督役員 2002年10月 石上・池田法律事務所開業 2013年3月 石上法律事務所開業（現任） 2015年4月 当社監査役（現任） 2016年2月 川口化学工業株式会社 取締役（監査等委員） （現任）</p>	1,500株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
3	伊藤英佑 (1978年7月24日) 再任	2001年4月 中央青山監査法人入所 2005年7月 伊藤会計事務所(現任) 2007年5月 八面六臂株式会社 監査役(現任) 2008年6月 シーサー株式会社 監査役 2013年3月 株式会社ライブレボリューション 監査役(現任) 2013年6月 株式会社マーケットエンタープライズ 監査役(現任) 2014年11月 株式会社モバイルファクトリー 監査役 2014年12月 株式会社ロボットスタート 監査役 2015年4月 当社監査役(現任) 2018年9月 近代商事株式会社 監査役 2022年3月 株式会社モバイルファクトリー 取締役(監査等委員)(現任)	4,500株

- (注) 1. 各候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。
2. 石上尚弘氏、伊藤英佑氏は社外監査役候補者であります。
3. 三原順氏は、当社において経営及び管理の中枢として執行役員、取締役及び代表者を通算7年勤めた経験に基づいた当社経営に対する監督及び意見を期待されることから引き続き同氏を監査役候補者といたしました。
4. 石上尚弘氏は、弁護士として企業法務に関する豊富な経験と、幅広い見識を有しており、かかる知識・経験に基づいた当社経営に対する監督及び意見を期待されることから引き続き同氏を社外監査役候補者といたしました。社外監査役在任期間は、本総会終結の時をもって9年となります。
5. 伊藤英佑氏は、公認会計士として財務会計に関する豊富な経験と幅広い見識を有しており、かかる知識・経験に基づいた当社経営に対する監督及び意見を期待されることから引き続き同氏を社外監査役候補者といたしました。社外監査役在任期間は、本総会終結の時をもって9年となります。
6. 当社は、石上尚弘氏、伊藤英佑氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。両氏が再任された場合、引き続き両氏を独立役員とする予定であります。
7. 当社と三原順氏、石上尚弘氏、伊藤英佑氏は、それぞれ会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約における損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額であります。各氏の再任が承認された場合、当該契約を継続する予定であります。
8. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険(以下、「D&O保険」といいます。)契約を締結しており、これにより、取締役等が業務に起因して損害賠償責任を負った場合における損害(ただし、保険契約上で定められた免責事由に該当するものを除きます。)等を填補することとしております。なお、D&O保険の保険料は、全額を当社が負担しております。本議案でお諮りする監査役の再任候補者については、すでに当該保険契約の被保険者となっており、選任後も引き続き被保険者となります。D&O保険の契約期間は1年間であり、当該期間の満了前に取締役会において決議の上、これを更新する予定であります。

第4号議案 ストックオプションとして新株予約権を発行する件

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、下記の通り当社の取締役（社外取締役を除きます。）、執行役員、従業員及び子会社の取締役に対して、特に有利な条件でストックオプションとして新株予約権を発行すること、及び新株予約権の募集事項の決定を当社の取締役会に委任することにつき、ご承認をお願いするものであります。

記

(1) 特に有利な条件により新株予約権を引き受ける者の募集をする理由

当社の取締役（社外取締役を除きます。）、執行役員、従業員及び当社の子会社の取締役に対して、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与すると共に、株主の皆様と一層の価値共有を進めることを目的として、ストックオプションとして新株予約権を無償で発行するものであります。

(2) 本株主総会において決定する事項に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権の数の上限

本議案承認の日から1年以内の日に発行する新株予約権の数は1,390個を上限とし、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の数は、当社普通株式139,000株を上限とし、具体的な配分につきましては、本株主総会終結後に開催される当社の取締役会において決定することとします。

ただし、上記の上限数は割当予定数であり、引受けの申込みの総数が上記の総数に達しない場合等、割り当てる新株予約権の総数が減少したときには、その新株予約権の総数をもって発行する新株予約権の総数とする他、新株予約権の目的となる株式の数が調整された場合には、調整後の新株予約権の目的となる株式の数に新株予約権の上限数を乗じた数を上限とします。

(3) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は当社の普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」）は100株とします。ただし、本株主総会終結後、当社が普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含みます。）又は株式併合を行う

場合には、次の算式により付与株式数を調整します。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割、株式無償割当又は株式併合の比率}$$

また、当社が他社と吸収合併若しくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合又は当社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転を行い新株予約権が承継される場合には、当社は、合併比率等に応じ、必要かつ合理的な範囲で付与株式数の調整を行うことができるものとします。

上記の調整は、新株予約権のうち、調整を必要とする事象の効力発生時点において権利行使されていない新株予約権に係る付与株式数についてのみ行われるものとし、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てます。付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者（以下、「新株予約権者」という。）に通知又は公告します。ただし、当該適用の日の前日までに通知又は公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知又は公告します。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又は算定方法

1個当たりの新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」といいます。）に付与株式数を乗じた金額とし、行使価額は新株予約権の割当日の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く。）の東京証券取引所スタンダード市場における当社普通株式の終値の平均値に1.05を乗じた金額（1円未満の端数は切り上げます）又は新株予約権の割当日の終値（当日に終値がない場合は、それに先立つ直近の取引日の終値）のいずれか高い金額とします。

ただし、割当日以降、当社が当社普通株式につき次の①又は②を行う場合、行使価額をそれぞれ次に定める算式により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

- ① 当社が株式分割、株式無償割当て又は株式併合を行う場合

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

- ② 当社が行使価額を下回る価額で当社普通株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（会社法第194条の規定（単元未満株主の売渡請求）に基づく自己株式の売渡し、当社普通株式に転換される証券若しくは転換できる証券の転換、又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使による場合を除く。）

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{株式発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当該新株の発行又は自己株式の処分の直前時における当社普通株式に係る発行済株式総数から当社普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、当社普通株式に係る自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「株式発行前の株価」を「自己株式処分前の株価」に読み替えるものとする。また、算式中の「株式発行前の株価」は、直前の東京証券取引所における最終取引価格とし、やむを得ない事由により該当する最終取引価格が存しない場合は、当社が合理的な裁量に基づき定める価格とする。

- ③ 上記の他、割当日後に、当社が吸収合併存続会社となる吸収合併を行う場合、当社が吸収分割承継会社となる吸収分割を行う場合、又は当社が完全親会社となる株式交換を行う場合、会社分割を行う場合、資本金の減少を行う場合、その他これらの場合に準じ、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は、合理的な範囲で行使価額の調整を行うことができるものとする。

- (5) 新株予約権を行使することができる期間

本株主総会終結後に別途開催される当社の取締役会における付与決議の日後2年を経過し

た日から、当該取締役会決議の日後10年を経過する日までの範囲で、当社の取締役会において定めるものとします。ただし、権利行使期間の最終日が当社の休業日に当たるときは、その前営業日を最終日とします。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合に増加する資本金及び資本準備金の額

- ① 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとします。
- ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とします。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社の取締役会の承認を要することとします。

(8) 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権者は、新株予約権を行使する時点において、継続して当社及び当社の子会社の取締役、監査役、執行役、執行役員又は使用人その他これに準ずる地位のいずれかの地位にあることを要するものとします。ただし、諸般の事情を考慮のうえ権利の存続を当社の取締役会が承認した場合はこの限りではありません。
- ② 新株予約権の行使は1個単位とし、1個未満の行使は認めないものとします。
- ③ 新株予約権者が死亡した場合、相続人がこれを行行使することはできないものとします。
- ④ 新株予約権者は、(5)に定める行使期間内に限り行使することができるものとします。ただし、行使に係る権利行使価額の年間（1月1日～12月31日）の合計額が新株予約権者一人あたり1,200万円を超過することになる行使はできないものとします。
- ⑤ 新株予約権者は、当社の持続的な成長に寄与する一定の業績条件が達成された場合に限り、新株予約権を行行使することができるものとします。なお、当該業績条件については、当社の取締役会決議に基づき別途決定するものとします。

- ⑥ その他の条件については、本株主総会決議および新株予約権発行の取締役会決議に基づき、別途当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによるものとします。

(9) 新株予約権の取得に関する事項

新株予約権者が権利行使をする前に、上記(8)の定め又は新株予約権割当契約の定めにより新株予約権を行使できなくなった場合、及び以下の①、②、③、④又は⑤の議案につき当社の株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、取締役会決議がなされた場合）は、当社の取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができるものとします。

- ① 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
- ② 当社が分割会社となる吸収分割契約若しくは新設分割計画承認の議案
- ③ 当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案
- ④ 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- ⑤ 新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要すること又は当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

(10) 組織再編成行為時における新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る）、又は株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る）（以上を総称して以下、「組織再編成行為」という）をする場合において、組織再編成行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併の効力発生日、新設合併につき新設合併設立会社成立の日、吸収分割につき吸収分割の効力発生日、新設分割につき新設分割設立会社成立の日、株式交換につき株式交換の効力発生日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社

法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編成対象会社」という）の新株予約権を交付することとします。ただし、以下の条件に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とします。

- ① 交付する再編成対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとします。
- ② 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類
再編成対象会社の普通株式とします。
- ③ 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数
組織再編成行為の条件等を勘案の上、上記(3)に準じて決定します。
- ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
 - イ) 交付される1個当たりの新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編成後払込金額に、上記③に従って決定される当該新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数に乗じて得られる金額とします。
 - ロ) 再編成後払込金額は、組織再編成行為の条件等を勘案の上、上記(4)で定められる行使価額を調整して得られる額とします。
- ⑤ 新株予約権を行使することができる期間
上記(5)に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日又は組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記(5)に定める新株予約権を行使することができる期間の終了日までとします。
- ⑥ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記(6)に準じて決定します。
- ⑦ 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の決議による承

認を要します。

⑧ 新株予約権の取得の事由及び条件

上記(9)に準じて決定します。

(11) 新株予約権の行使により交付する株式の数の端数の取扱い

新株予約権の行使により交付する株式の数の1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとします。

(12) 募集新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しない場合にはその旨

新株予約権と引換えに金銭を払込むことを要しないものとします。

(13) 新株予約権の割当日

本株主総会終結後に別途開催される新株予約権の募集事項を決定する当社の取締役会において定めるものとします。

第5号議案 取締役に対する非金銭報酬としてのストックオプション付与の件

第4号議案について承認をいただけることを前提に、本議案は会社法第361条の規定に基づき、第4号議案に基づき発行する新株予約権の一部を当社取締役に対する非金銭報酬としてのストックオプションとして付与することについて、下記の新株予約権に関する報酬等の額及び具体的な内容につき、ご承認をお願いするものであります。

記

(1) 当社の取締役に対する報酬等の額

当社の取締役の報酬額につきましては2020年9月10日開催の臨時株主総会において、年額200百万円以内とする旨をご承認いただき今日に至っておりますが、上記報酬額とは別枠として、本株主総会から1年を経過する日までの期間に当社の取締役（社外取締役を除きます。）に対して割り当てるストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等の額を、新株予約権の割当日において算定する新株予約権1個当たりの公正な価額に、取締役（社外取締役を除きます。）に割り当てる新株予約権の予定上限数を乗じて得た額を上限として設ける旨の承認をお願いするものであります。

なお、現在の社外取締役を除く取締役は2名であり、第2号議案が原案どおり承認可決されますと、同じく2名となります。

① 取締役（社外取締役を除きます。）に割り当てる新株予約権の予定上限数

取締役（社外取締役を除きます。）に対して割り当てる新株予約権の数は430個を上限とし、かかる上限は第4号議案に基づく新株予約権の総発行数の上限1,390個の内数となるものとし、各取締役（社外取締役を除きます。）への具体的な配分につきましては、本株主総会終結後に開催される当社の取締役会において決定することとします。

② 新株予約権の数の上限その他会社法施行規則第98条の3に定める新株予約権に係る事項第4号議案(3)乃至(11)を参照

(2) 取締役に対して当該募集新株予約権を付与することが相当である理由

株主の皆様との一層の価値共有を進めると共に取締役の企業価値の持続的な向上を図るイ

ンセンティブを付与することを目的として、取締役に対して新株予約権を付与するものであります。当社は2021年2月24日開催の取締役会において取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を定めており、その概要は事業報告35頁に記載の通りであります。本議案をご承認いただいた場合にも、当該方針を変更することは予定しておりません。本議案は、社外取締役からも相当であるとの意見を得ており、当該方針に沿う内容の取締役の個人別の報酬等の付与のために必要かつ相当であり、また、当該募集新株予約権の価値の割り当てに係る取締役会決議日時点の時価で評価した金額を上記の年額の上限の範囲内とすること、当該募集新株予約権の行使によって新規に発行される株式の発行済株式総数に占める割合は3.29%とその希釈化率は軽微であることから、本議案の内容は相当なものであると判断しております。

以 上

事業報告

(2023年2月1日から
2024年1月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

① 事業の状況

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症が感染症法上の「5類感染症」へ位置づけが変更されるなどの規制緩和に伴い、正常化に向けて再開し始め景気は緩やかに回復しています。しかしながら、地政学的リスクの長期化や資源・原材料価格の上昇、急激な円安による為替相場の変動、世界的なインフレに伴う政策金利の引き上げなどによる経済減速の影響も懸念され、依然として先行きは不透明な状況が続いております。当社グループが属するインターネット業界・オンラインゲーム業界においては、大手企業を中心に「デジタル・トランスフォーメーション(DX)」によりビジネスモデルや業界構造を大きく変化させる新たなデジタル化の流れが引き続き力強いものとなっております。デジタル化による新しい生活様式への対応などのニーズは底堅く、企業におけるIT投資も拡大し続けています。

こうした経営環境の中、当社グループは「ザ・インターネットカンパニー」というビジョンのもと、「セカイに愛されるインターネットサービスをつくり続ける」をミッションに掲げ、その実現に向けてWebソリューション事業・デジタル人材育成派遣事業・オンラインゲーム事業を展開し、DXの追い風のもと収益拡大を図っております。

オンラインゲーム事業においては、2022年6月に運営移管した「UNI'S ON AIR (ユニゾンエア)」について、当初計画した2年間での投資回収が難しいとの判断に至ったため、当連結会計年度において20,567千円の減損損失を計上しております。なお、減損損失の計上により翌連結会計年度以降の償却費の負担が無くなるため、今後の運営計画においては、より安定的に利益確保が見込めることから運営を継続してまいります。

また、当社グループが成長戦略として掲げるM&A戦略においては、2022年1月にファンコミュニティサイトの企画・開発・運営事業を手掛ける株式会社ムービンググループを、2022年7月にIT人材派遣事業及びWEB制作を手掛ける株式会社Y'sをそれぞれ完全子会社化し、デジタル人材の確保・育成と事業領域の拡大に取り組んでおります。当連結会計年度においても、継続して積極的なソーシングを行ってまいりましたが、M&Aの実現には至りませんでした。

さらに、期初の配当予想のとおり6円の間配当を実施し、自己株式の取得も行うなど、株主還元にも取り組んでおります。当連結会計年度末においても、期初の配当予想のとおり6円の期末配当を実施いたします。

以上の結果、当連結会計年度における当社グループの業績は、以下のとおりとなりました。

売上高 8,427,942千円 (前年同期比15.1%増)
営業利益 599,667千円 (前年同期比29.6%増)
経常利益 596,243千円 (前年同期比33.9%増)
親会社株主に帰属する当期純利益 386,321千円 (前年同期比83.8%増)

当連結会計年度におけるセグメント別の業績は次のとおりであります。

なお、前第2四半期連結会計期間より、セグメントを従来の「Webソリューション事業」「オンラインゲーム事業」に、新たに「デジタル人材育成派遣事業」を加えた3つのセグメントに変更しております。

以下の売上高及びセグメント損益の前年同期比は、前期首にセグメント変更があったものとみなして算定しております。

また、セグメント間取引消去前の金額を記載しております。

(Webソリューション事業)

Webソリューション事業においては、顧客のニーズに合わせたサービス設計から開発・保守までの一連の流れで業務を請け負うことによりロイヤリティループを形成し、継続受注や複合サービスの提供案件を順調に伸ばしてまいりました。また、その開発を担う若手の成長が事業拡大の重要課題と捉えており、責任あるポジションを経験させることで開発エンジニアとしての技能の向上を図り、それをまた新たな若手に繋げていくという循環により成長スパイラルを形成しております。その上で、Webソリューション事業は顧客のDX化を実現するパートナーとして継続案件での安定的な受注、活況な市場環境における順調な新規案件の獲得、案件自体の大型化による単価上昇により業績を順調に拡大してまいりました。

この結果、当連結会計年度における売上高は3,458,297千円 (前年同期比20.2%増)、セグメント利益は967,036千円 (前年同期比15.5%増) となりました。

(デジタル人材育成派遣事業)

デジタル人材育成派遣事業は、これまで「Webソリューション事業」及び「オンラインゲーム事業」の両セグメントに含まれておりました、デジタル人材派遣事業の機能及び2022年7月に完全子会社化した株式会社Y'sを統合して新たに立ち上げた事業です。昨今のDX化に見られるように、急速に進むデジタルビジネスの進展とそれを支えるデジタル人材の需給ギャップは構造的な問題となっており、課題とされているデジタル人材不足に対するソリューションとして、機動的に対応できるように新たなセグメントとして区分いたしました。

未経験に近い人員の採用を行い、過去から積み上げた質の高い教育を積極的に行うことで、質の高いデジタル人員を顧客に提供してまいりました。売上は昨対比で大幅に増加しており、また、採用・教育が一巡したことで、当初の計画のとおり下期にかけて採用・教育コストを吸収し、セグメント利益も順調に伸長しております。

この結果、当連結会計年度における売上高は1,938,222千円 (前年同期比57.9%増)、セグメント利益は111,073千円 (前年同期比17.4%増) となりました。

(オンラインゲーム事業)

オンラインゲーム事業は、自社ゲームタイトルにおいては、『ゴエティアクロス』が2023年9月にサービス開始5周年を迎えたことを記念して周年イベントを開催するなど、売上維持に努めてまいりました。また、「式姫Project」の新作ゲームタイトルの開発も来年度中のリリースに向けて鋭意進めております。

運営移管タイトルにおいては、『けものフレンズ3』及び『UNI'S ON AIR (ユニゾンエア-)]がいずれも2023年9月にサービス開始4周年を迎えたことを記念して周年イベントを開催しました。また、『UNI'S ON AIR (ユニゾンエア-)]においては、年末年始イベントの開催が下期の売上に貢献しました。さらに、運営移管後に運営体制の効率化や外注の内製化を継続して行っていることで、原価は低減しております。

受託開発・運営においては、他社開発ゲームの受託開発及び運営保守並びに共同運営を行ってまいりました。2023年4月には受託運営で請け負っていた株式会社マーベラスが提供する『千銃士:Rhodoknight』、2023年10月には同社が提供する『一騎当千エクストラバースト』の運営に主体として参画するなどを行いました。

この結果、当連結会計年度における売上高は3,084,818千円(前年同期比4.2%減)、セグメント利益は189,694千円(前年同期比30.6%増)となりました。

事業別売上高

事業別	売上高
Webソリューション事業	3,458,297 千円
デジタル人材育成派遣事業	1,938,222 千円
オンラインゲーム事業	3,084,818 千円
合計	8,481,338 千円

② 設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資の総額は43,432千円であり、その主な内容は工具、器具及び備品の取得によるものであります。

③ 事業の譲渡及び譲受の状況

該当事項はありません。

④ 他の会社の株式その他持分または新株予約権等の取得または処分の状況

該当事項はありません。

⑤ 資金調達の状況

当連結会計年度の資金調達は、設備投資及び運転資金の確保を目的として、短期借入金300,000千円の調達を行いました。

(2) 対処すべき課題

当社グループが認識している主な経営課題は次のとおりです。

① 技術革新への対応

当社グループは、WEBシステムやアプリ、スマホゲームなど様々な開発・運用・保守を行っているため、デジタル化技術やAIの進化、インターネットを基盤技術とする各種技術の革新に対応する必要があります。また、インターネット利用者がインターネット関連サービスに期待することも大きく変化していくことが予想され、当社グループにおいてもこの変化に柔軟に対応していくことが今後の成長において重要な課題であると認識しております。そのため、各種技術の進化とそれに伴う市場ニーズの変化を予測し、継続的に技術革新への対策を実施し、サービス向上に努めてまいります。

② 優秀なデジタル人材の確保・定着

当社グループが継続的に成長し続けるためには、インターネット関連技術に関して高いデジタル技術を備えた人材やデジタルネイティブな若い人材の確保及び育成が重要な課題であると認識しております。そのため当社グループでは企業理念・組織風土にあった優秀な人材を新卒・中途問わず毎年継続的に採用しており、優秀な人材の定着を促進するため、福利厚生の充実、職務や職位に応じた適正な評価・報酬体系、働きやすいオフィス環境のハード面の構築を進めております。また、会社内の横串のコミュニティの活性化、相互理解や助け合いの文化を促進するソフト面での施策も同時に行い、共創・共学の環境で従業員が継続して成長することが事業成長を生み、ひいては関わるステークホルダーへ好循環が波及する環境づくりを進めて参ります。

③ 教育・研修への取り組み

当社グループは若手の従業員が多く、個人の成長が今後の長期的な企業成長へ繋がると考えております。そのため「学ぶ」というテーマが従業員の充実した生活と個人の成長を繋げる概念になると考え、そのための仕組みづくりが重要であると認識しております。また、支援体制につきましても、資格取得支援制度や社内研修を充実させることで人材育成により一層注力してまいります。

④ M&Aを利用した事業の拡大

当社グループは、成長戦略の一環としてM&Aを掲げております。M&Aを推進する事で事業規模の拡大、優秀なデジタル人材を採用とは別の軸で取り込む事が可能になり、これまでもサービス領域の強化・拡大などに取り組んでまいりました。引き続き、この方針のもとM&Aを進めてまいります。

また、検討に際して当社グループ事業とのシナジー、事業戦略との整合性、買収後の収益性、買収後の統合効果を最大化するプロセス（PMI）に留意しており、M&A後には、グループ全体で営業やバックオフィス業務の連携を図ることで管理体制を効率化するよう努めております。

⑤ サステナビリティ経営への取り組み

当社グループは、社会的責任としてサステナビリティ経営が重要な課題であると認識しております。当社グループは、サステナビリティ経営の基本となるESG（環境・社会・ガバナンス）に関する取り組みの開示強化を積極的に進めており、事業活動を通じて地球環境問題解決への貢献、多様性豊かな社会づくりのための活動、透明性の高い経営環境の確保に繋がるよう努めてまいります。

⑥ 内部管理体制の強化

当社グループは、企業価値の持続的な増大を図るにはコーポレート・ガバナンスが有効に機能することが不可欠であるとの認識のもと、業務の適正性及び財務報告の信頼性の確保、内部管理体制の充実に努めてまいります。

(3) 財産及び損益の状況の推移

①企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第 21 期 (2021年 1 月期)	第 22 期 (2022年 1 月期)	第 23 期 (2023年 1 月期)	第 24 期 (当連結会計年度) (2024年 1 月期)
売 上 高 (千円)	—	4,795,709	7,323,080	8,427,942
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益 (千円)	—	109,206	210,206	386,321
1 株当たり当期純利益 (円)	—	28.37	52.22	94.32
総 資 産 (千円)	—	2,815,856	4,198,509	4,585,841
純 資 産 (千円)	—	1,924,540	2,121,303	2,468,374

- (注) 1. 当社は第22期より連結計算書類を作成しておりますので、第21期の各数値は記載しておりません。
2. 当社は2021年10月1日付で普通株式1株につき普通株式3株の割合で株式分割を行っておりますが、第22期の期首に分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益を算定しております。

②当社の財産及び損益の状況

区 分	第 21 期 (2021年 1 月期)	第 22 期 (2022年 1 月期)	第 23 期 (2023年 1 月期)	第 24 期 (当事業年度) (2024年 1 月期)
売 上 高 (千円)	3,889,332	4,795,709	6,358,009	6,870,320
当 期 純 利 益 (千円)	125,597	135,856	215,734	400,725
1 株当たり当期純利益 (円)	39.09	35.29	53.60	97.84
総 資 産 (千円)	2,079,854	2,795,681	3,993,959	4,404,394
純 資 産 (千円)	1,533,867	1,951,190	2,153,481	2,514,955

- (注) 当社は2020年9月11日付で普通株式1株につき普通株式100株の割合で株式分割を、2021年10月1日付で普通株式1株につき普通株式3株の割合で株式分割をそれぞれ行っておりますが、第21期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益を算定しております。

(4) 重要な親会社及び子会社の状況

①重要な親会社の状況

該当事項はありません。

②親会社との間の取引に関する事項

該当事項はありません。

③重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業
株式会社ムービングクルー	5,150千円	100%	インターネットコンテンツ 企画・制作・運営管理等
株式会社Y's	10,000千円	100%	IT人材派遣事業、Webサ イト・動画制作等

(5) 主要な事業内容

事業	主要製品・事業内容
Webソリューション事業	ビジネス系ポータルサイト・ECサイト等のWebシステム受託開発・ 運営及び保守、Webマーケティング支援・セキュリティ診断等の各 種サービス
デジタル人材育成派遣事業	Webソリューション事業及びオンラインゲーム事業の両事業領域に おけるデジタル人材派遣
オンラインゲーム事業	自社企画オンラインゲームの開発・運営及びオンラインゲームの受託 開発

(6) 主要な営業所

名 称	所 在 地
当社	東京都渋谷区

(7) 従業員の状況

①企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
644名	46名増

(注) 上記従業員には、臨時雇用者数（パートタイマー、人材会社からの派遣社員、契約社員）を含んでおりません。

②当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
544名 (81名)	49名増 (20名減)	31.1歳	4.4年

(注) 従業員数は就業人員(当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。)であり、臨時雇用者数(パートタイマー、人材会社からの派遣社員、契約社員を含む。)は、()外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況

借入先	借入金残高
株式会社三井住友銀行	497,500 千円
株式会社埼玉りそな銀行	300,000 千円

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 12,840,000株
- (2) 発行済株式の総数 4,226,700株(自己株式100,038株を含む)
- (3) 株主数 2,190名
- (4) 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数 (株)	持 株 比 率 (%)
株式会社エイ・ティー・ジー・シー	1,555,200	37.69
クリプトメリア株式会社	320,400	7.76
魚谷 幸一	240,400	5.83
和田 順児	178,200	4.32
笠谷 真也	84,900	2.06
J P モルガン証券株式会社	70,900	1.72
楽天証券株式会社	68,600	1.66
アピリッツ従業員持株会	67,600	1.64
八木 広道	48,000	1.16
富田 英揮	46,200	1.12

(注) 当社は自己株式100,038株を保有しております。また、持株比率は自己株式を控除して計算し、小数点第3位以下を四捨五入して表示しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

当社は、自己株式を利用したM&A等への活用、及び当社グループの役員・従業員に対する株式報酬への活用によって、当社の企業価値の向上に対する積極的なコミットメントを得ることを目的として、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、2023年9月15日から2023年11月30日までの間、東京証券取引所における市場買付により、50,000株（発行済株式総数（自己株式を除く）に対する割合は1.20%）の自己株式を総額53,365,900円で取得いたしました。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況

① 新株予約権の払込金額

払込を要しない

② 新株予約権の行使条件

- i) 新株予約権者は、権利行使時においても、当社及び当社の子会社の取締役、監査役または従業員の地位にあることを要するものとする。ただし、諸般の事情を考慮の上権利の存続を取締役会が承認した場合は、この限りではない。
- ii) 新株予約権の行使は1個単位とし、1個未満の行使は認めない。
- iii) 新株予約権者は、当該新株予約権者自身の行使に係る権利行使価額の年間(1月1日～12月31日)の合計額が1,200万円を超過することになる行使はできないものとする。
- iv) その他の条件については、株主総会決議及び新株予約権発行の取締役会決議に基づき、別途当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

③ 新株予約権の数

770個

④ 目的となる株式の種類及び数

普通株式 167,000株

⑤ 当社取締役、その他の役員の保有する新株予約権の区分別合計

区分	回次 行使価額	行使期間	新株予約権 の数	目的となる 株式の種類 及び数	保有者数	備考
取締役 (社外取締 役を除く)	第8回A 400円	2021年5月18日から 2029年1月31日まで	110個	普通株式 33,000株	1名	(注)
	第9回A 434円	2022年4月26日から 2030年1月31日まで	310個	普通株式 93,000株	2名	(注)
	第10回A 1,232円	2025年5月20日から 2032年5月19日まで	320個	普通株式 32,000株	2名	-
監査役	第7回A 400円	2021年2月25日から 2028年1月31日まで	10個	普通株式 3,000株	1名	(注)
	第8回A 400円	2021年5月18日から 2029年1月31日まで	20個	普通株式 6,000株	1名	(注)

(注) 2020年9月11日付で普通株式1株につき100株の株式分割、2021年10月1日付で1株につき3株の株式分割を行っております。これにより、「目的となる株式の数」、「行使価額」が調整されております。

(2) 当事業年度中に交付した新株予約権に関する事項

第11回新株予約権 (2023年5月19日取締役会決議)

i) 新株予約権の払込金額

払込を要しない

ii) 新株予約権の行使条件

ア) 新株予約権者は、権利行使時においても、当社及び当社の子会社の取締役、執行役員又は従業員の状態にあることを要するものとする。ただし、諸般の事情を考慮の上権利の存続を取締役会が承認した場合は、この限りではない。

イ) 新株予約権の行使は1個単位とし、1個未満の行使は認めない。

ウ) 新株予約権者は、当該新株予約権者自身の行使に係る権利行使価額の年間(1月1日～12月31日)の合計額が1,200万円を超過することになる行使はできない

ものとする。

工) その他の条件については、株主総会決議及び新株予約権発行の取締役会決議に基づき、別途当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

iii) 新株予約権の数

600個

iv) 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

普通株式 60,000株 (新株予約権 1 個につき100株)

v) 新株予約権の行使価額

1 個あたり 112,000円

vi) 新株予約権の行使期間

2025年5月20日から2033年5月19日まで

vii) 新株予約権の区分別合計

区分	新株予約権の数	目的となる 株式の種類及び数	交付者数
執行役員	400個	普通株式 40,000株	4名
従業員	100個	普通株式 10,000株	1名
子会社取締役	100個	普通株式 10,000株	1名

4. 会社役員 の 状況

(1) 取締役及び監査役の状況

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	和 田 順 児	執行役員CEO 株式会社ムービンググループ取締役 株式会社Y's 取締役
取締役	永 山 亨	執行役員CFO 株式会社ムービンググループ取締役 株式会社Y's 監査役
取締役	琴 坂 将 広	慶應義塾大学総合政策学部准教授 五常・アンド・カンパニー株式会社取締役 株式会社ユーグレナ取締役 ラクスル株式会社取締役（監査等委員）
取締役	川 又 啓 子	青山学院大学総合文化政策学部教授
取締役	北 上 真 一	静岡県立大学経営情報学部経営情報イノベーション研究科客員教授
取締役	正 能 茉 優	株式会社ハピキラFACTORY代表取締役 株式会社ガイアックス社外取締役
監査役	三 原 順	—
監査役	石 上 尚 弘	石上法律事務所弁護士 川口化学工業株式会社取締役（監査等委員）
監査役	伊 藤 英 佑	伊藤会計事務所代表 八面六臂株式会社監査役 株式会社ライブレボリューション監査役 株式会社マーケットエンタープライズ監査役 株式会社モバイルファクトリー取締役（監査等委員）

- (注) 1. 取締役琴坂将広、川又啓子、北上真一及び正能茉優の各氏は、社外取締役であります。
2. 監査役石上尚弘及び伊藤英佑の両氏は、社外監査役であります。
3. 監査役石上尚弘氏は、弁護士として企業法務に関する豊富な経験と幅広い見識を有する者であります。
4. 監査役伊藤英佑氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有する者であります。
5. 当社は、取締役琴坂将広、川又啓子、北上真一及び正能茉優の各氏、監査役石上尚弘及び伊藤英佑の両氏を、株式会社東京証券取引所規則に定める独立役員として同取引所に届け出ております。
6. 2023年4月27日の第23回定時株主総会終結の時をもって、喜藤憲一氏は任期満了により取締役を退任いたしました。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）及び監査役は会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を法令が規定する限度額までに限定する契約を締結しております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社の取締役、監査役等であり、全ての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。当該保険契約により、被保険者がその地位に基づいて行った行為（不作為を含む）に起因して損害賠償請求された場合の法律上の損害賠償金及び訴訟費用が補償されることとしております。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、法令違反の行為であることを認識して行った行為の場合には補償の対象としないこととしております。

(4) 取締役及び監査役の報酬等の決定方針及び当該方針の内容

- ① 取締役の報酬等は、2020年9月10日開催の臨時株主総会で報酬総額を「年額200百万円以内」と決議しております。なお、決議当時の取締役は5名（うち社外取締役2名）であります。
- ② 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針は2021年2月24日取締役会で次のとおり決議しております。
 1. 基本方針
当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益に資する報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。具体的には、業務執行取締役及び監督機能を担う社外取締役の報酬は、いずれも固定報酬としての基本報酬及び非金銭報酬等により構成するものとする。
 2. 基本報酬(金銭報酬)の個人別の報酬等の額の決定に関する方針(報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。)
当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責、在任年数に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとする。
 3. 非金銭報酬等の内容及び額または数の算定方法の決定に関する方針(報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。)
当社の中長期的な企業価値及び株主価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与するため、非金銭報酬として新株予約権（税制適格ストックオプション）を付与するものとし、付与数は役位に応じて決定するものとする。

4. 金銭報酬の額、非金銭報酬等の額における取締役個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

業務執行取締役の種類別の報酬割合については、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業をベンチマークとする報酬水準を踏まえ、上位の役位ほど固定報酬としての基本報酬の金額が高まる構成とし、社外取締役の意見を聴取し検討を行う。

取締役会決議に基づき委任を受けた代表取締役社長は、社外取締役の意見内容を尊重し、当該意見で示された種類別の報酬割合の範囲内で取締役の個人別の報酬等の内容を決定することとする。

5. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については、取締役会決議に基づき代表取締役社長執行役員CEOである和田順児がその具体的内容について委任をうけるものとし、その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額とする。

取締役会は、当該権限が適切に行使されるよう、社外取締役の意見を得るものとし、上記の委任を受けた代表取締役社長執行役員CEOは、当該意見の内容に従って決定をしなければならないこととする。

委任の理由は、役位、職責、在任年数等及び当社の業績を総合的に勘案した報酬額の決定においては、代表取締役社長執行役員CEOに委任することが最適であると判断しているためです。

なお、新株予約権（税制適格ストックオプション）は、社外取締役の意見を踏まえ、取締役会で取締役個人別の割当株式数を決議する。

③ 当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役の個人別の報酬等の内容の決定にあたっては、代表取締役社長が株主総会でご承認いただいた報酬限度額の範囲内かつ決定方針に基づき報酬原案を策定し、独立社外取締役の意見を踏まえつつ決定方針との整合性を含めた多角的な検討を行っているため、取締役会も決定方針に沿うものであると判断しております。

④ 監査役の報酬等は、2020年9月10日開催の臨時株主総会で報酬総額を「年額40百万円以内」と決議しております。各監査役の報酬額については、当該報酬総額の範囲内において、業務の分担等を勘案し、監査役の協議にて決定するものとしております。なお、決議当時の監査役は3名（うち社外監査役2名）であります。

(5) 取締役及び監査役の報酬等の総額

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる役員 の員数 (名)
		固定報酬	業績連動報酬	非金銭報酬等	
取締役 (うち社外)	60,234 (12,450)	56,250 (12,450)	— (—)	3,984 (—)	7 (5)
監査役 (うち社外)	19,200 (4,800)	19,200 (4,800)	— (—)	— (—)	3 (2)
計 (うち社外)	79,434 (17,250)	75,450 (17,250)	— (—)	3,984 (—)	10 (7)

(注) 非金銭報酬等は、ストックオプションとして付与した新株予約権に係る当事業年度中の費用計上額であります。当該新株予約権の内容及びその交付状況は「3. 会社の新株予約権等に関する事項」に記載のとおりであります。

(6) 社外役員に関する事項

- ① 重要な兼職先と当社との関係
該当事項はありません。

② 社外役員の主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
取締役	琴坂将広	当事業年度に開催された取締役会13回の全てに出席し、出席した取締役会においては、社外取締役として、毎回報告事項や決議事項について適宜質問をするとともに、必要に応じて社外の立場から意見を述べております。
取締役	川又啓子	当事業年度に開催された取締役会13回の全てに出席し、出席した取締役会においては、社外取締役として、毎回報告事項や決議事項について適宜質問をするとともに、必要に応じて社外の立場から意見を述べております。
取締役	北上真一	就任後開催された取締役会10回の全てに出席し、出席した取締役会においては、社外取締役として、毎回報告事項や決議事項について適宜質問をするとともに、必要に応じて社外の立場から意見を述べております。
取締役	正能茉優	就任後開催された取締役会10回の全てに出席し、出席した取締役会においては、社外取締役として、毎回報告事項や決議事項について適宜質問をするとともに、必要に応じて社外の立場から意見を述べております。
監査役	石上尚弘	当事業年度に開催された取締役会13回及び監査役会14回の全てに出席し、必要に応じ、主に弁護士としての専門的見地から、当社の適正な業務運営に資する発言を行っております。
監査役	伊藤英佑	当事業年度に開催された取締役会13回及び監査役会14回の全てに出席し、必要に応じ、主に公認会計士としての専門的見地から、当社の適正な業務運営に資する発言を行っております。

(注) 上記のほか、会社法第370条及び当社定款第25条第2項に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議を2回行っております。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

ESネクスト有限責任監査法人

(注) 当社の会計監査人であった有限責任 あずさ監査法人は、2023年4月27日開催の第23回定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任いたしました。

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支払額
当社の当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	26,950 千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	26,950 千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務執行状況及び見積もりの算出根拠などについて、当社の事業規模や事業内容に鑑み適切であるかどうか必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等の額について同意しております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は解任後最初に招集される株主総会において会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

また、監査役会は、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合等、会計監査人の変更が必要と判断される場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項

(1) 決議の内容の概要

当社は、業務の適正を確保するための体制の整備に関して、2015年8月17日開催の取締役会において「内部統制システムの基本方針」を決議し、2018年11月15日開催の取締役会にて一部改定いたしました。

その内容は次のとおりです。

1 取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 取締役会規程をはじめとする社内諸規程を制定し、役職員はこれを遵守する。
- (2) 毎月1回以上開催する取締役会において、経営事項の審議及び決議を迅速に行い、各取締役の執行状況を監督する。契約を締結する際は、社内規程に基づき適切な社内手続を経て契約を締結する。
- (3) 役職員の職務執行の適切性を確保するため、社長直轄の内部監査部門を設置し、「内部監査規程」に基づき内部監査を実施する。また、内部監査部門は必要に応じて監査役・監査法人と情報を交換し、効率的な内部監査を実施する。
- (4) 監査役は、「監査役監査基準」に基づき、公正不偏な立場から取締役の職務執行状況について監査し、必要に応じて取締役会・代表取締役に対し勧告する。
- (5) 「リスク・コンプライアンス規程」を通じ、法令、定款及び社会規範等の遵守の必要性を理解し、またその教育活動を推進する。
- (6) 反社会的勢力・団体とは一切の関係を持たないことを基本方針とし、これを社内に周知徹底する。
- (7) 企業倫理相談及び内部通報のための窓口を設置し、法令、定款、社内規程等に対する違反事実やそのおそれがある行為等を早期に発見し是正するための仕組みを構築する。

2 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (1) 株主総会議事録、取締役会議事録その他重要な書類等の取締役の職務執行に係る情報の取り扱いは、「文書管理規程」等の社内規程に基づき、文書または電磁的媒体に記録し、取締役及び監査役の閲覧請求に対して、適時に開示できるよう適切に保存及び管理する。

3 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 経営の意思決定は、取締役会・執行役員会等において十分に審議を行う。
- (2) 取締役は、リスク・コンプライアンス管理委員会を通じて当社全体の事業に伴う様々なリスクを把握し、統合的にリスク管理を行うことの重要性を認識した上で、諸リスクの把握、評価及び管理に努める。また、執行役員は、所管する部門についての諸リスクの把握、評価及び管理に努める。

4 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 定例取締役会を毎月1回開催するほか、機動的に意思決定を行うため、臨時取締役会を開催するものとし、適切な職務執行が行える体制を確保する。
- (2) 代表取締役社長のもとに取締役、執行役員及び各部門責任者で構成された執行役員会を設置し、社長は取締役会で決定した方針及び計画に基づき、各執行役員及び各部門責任者に必要な指示を伝達する。また、執行役員会において、各部門責任者は各部門の業務執行状況を報告する。
- (3) 日常の職務の執行においては、「業務分掌規程」、「職務権限規程」等の社内規程に基づき、権限の委譲を行い、効率的な職務の執行を図る。

5 企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) 親会社を含む企業集団との取引は、取引の実施及び取引条件の決定等に関する適正性を確保し、客観的かつ合理的な内容で行うものとする。

6 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項

- (1) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、監査役と協議の上、補助するための使用人を配置する。
- (2) 当該使用人が監査業務を補助するに当たって命令を受けた事項に関しては、取締役その他上長等の指揮命令を受けない。

7 子会社における業務の適正を確保するための体制

- (1) 子会社の業務の適正を確保するため、「関係会社管理規程」その他関連規程に基づき、子会社が当社の取締役会や社長承認を要する事項及び報告する事項を定め、連携と統制を行う仕組みを構築する。

8 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他監査役への報告に関する体制

- (1) 監査役は、取締役会をはじめとする重要な会議に出席し、取締役等から職務の執行状況を聴取し、関係書類を閲覧することができる。
- (2) 取締役等は、監査役に対して法定の事項に加え、業務または業績に重大な影響を与える事項を報告する体制を整備し、監査役の情報収集・意見交換が適切に行えるよう協力する。
- (3) 取締役及び使用人は、監査役が報告を求めた事項がある場合は、迅速かつ的確に報告する。
- (4) 当社は、取締役及び使用人が監査役へ報告をしたことを理由として、報告をした者に対して不利な取り扱いを行うことを禁止する。

9 監査役の仕事の執行について生ずる費用または債務の処理、費用の前払または償還の手續に係る方針に関する事項

- (1) 監査役がその職務の執行について必要な費用の前払等の請求をしたときは、当該請求に係る費用が監査役の仕事執行に必要でないと明らかに認められる場合を除き、所定の手続きに従いこれに応じる。

10 その他監査役の仕事が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 監査役は、監査法人や内部監査部門と連携し、効果的かつ効率的に監査を実施する。
- (2) 適宜、各監査役で構成される監査役会を開催し、各監査役相互の情報共有を図る。
- (3) 監査役は、監査法人や内部監査部門より定期的に監査の状況報告を受け、監査の有効性、効率性を高める。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、定期的開催している取締役会、リスク・コンプライアンス管理委員会や執行役員会等において、各役員・部門間の情報共有を行い、全社的なリスク管理を行えるよう努めております。

また、監査役が効率的に監査を行えるよう、内部監査部門や監査法人と適宜に連絡を取り合えるような体制を整備しております。取締役・使用人におきましても、監査役に適時に情報の提供を行い、監査役監査に協力するように努めております。

今後も「内部統制システムの基本方針」を遵守し、継続的に業務の見直し・改善を行い、適切な内部統制システムの構築・運用が行えるよう努めてまいります。

7. 剰余金の配当等の決定に関する事項

当社は、株主の皆様に対する利益の還元を経営上重要な施策の一つとして位置付けております。利益配分にあたっては、経営基盤の確立のための内部留保の充実に配慮し、毎期の業績を反映しつつ、株主資本と収益環境の状況を総合的に勘案して決定する方針です。配当については安定的かつ業績を反映させた増配の継続を目指すことに加え、資本収益性向上への取り組みの結果として発生した余剰資金を利用して、経営を取り巻く諸環境を踏まえ、機動的に自己株式の取得を行うことも選択肢といたします。配当及び自己株式取得における総還元性向30%を目標としてまいります。

当社では、会社法第459条第1項の規定に基づき、取締役会の決議をもって剰余金の配当を行うことができる旨を定款に定めております。

当期の期末配当金につきましては、上記の基本方針に基づき1株につき6円といたしました。なお、中間期において、中間配当金1株につき6円を実施いたしておりますので、当期の年間配当金は1株につき12円となります。また、当事業年度に実施しました自己株式取得53,365千円と合わせまして総還元性向は26.6%となります。

翌事業年度の配当金につきましては、1株当たり中間配当金8円と期末配当金8円を合わせ、年間配当金16円（4円増配）を予定しております。

(注) 本事業報告中の記載金額・株数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(2024年1月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	3,381,709	流 動 負 債	1,729,967
現金及び預金	1,742,161	買掛金	279,223
売掛金及び契約資産	1,331,392	短期借入金	300,000
仕掛品	9,876	1年内返済予定の長期借入金	110,000
その他	298,279	未払金	515,470
固 定 資 産	1,204,132	未払法人税等	109,131
有 形 固 定 資 産	93,365	契約負債	220,395
建物	29,433	未払消費税等	136,891
工具、器具及び備品	63,932	賞与引当金	29,020
無 形 固 定 資 産	222,279	その他	29,834
ソフトウェア	1,149	固 定 負 債	387,500
のれん	221,129	長期借入金	387,500
投 資 そ の 他 の 資 産	888,487	負 債 合 計	2,117,467
差入保証金	671,978	純 資 産 の 部	
繰延税金資産	200,654	株 主 資 本	2,441,710
その他	15,854	資本金	638,657
		資本剰余金	536,827
		利益剰余金	1,376,622
		自己株式	△110,395
		新株予約権	26,663
		純 資 産 合 計	2,468,374
資 産 合 計	4,585,841	負 債 ・ 純 資 産 合 計	4,585,841

連結損益計算書

(2023年2月1日から
2024年1月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	8,427,942
売上原価	6,396,214
売上総利益	2,031,728
販売費及び一般管理費	1,432,060
営業利益	599,667
営業外収益	
受取利息	24
受取手数料	666
その他の	2,026
営業外費用	
支払利息	4,838
支払手数料	326
為替差損	974
経常利益	6,140
特別損失	
減損損	20,567
税金等調整前当期純利益	596,243
法人税、住民税及び事業税	211,343
法人税等調整額	△21,988
当期純利益	189,355
親会社株主に帰属する当期純利益	386,321
	386,321

連結株主資本等変動計算書

(2023年2月1日から
2024年1月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本					新株予約権	純資産合計
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計		
2023年2月1日残高	619,694	517,864	1,035,327	△57,029	2,115,858	5,445	2,121,303
連結会計年度中の変動額							
新株の発行	18,962	18,962			37,924		37,924
剰余金の配当			△45,026		△45,026		△45,026
親会社株主に帰属する 当期純利益			386,321		386,321		386,321
自己株式の取得				△53,365	△53,365		△53,365
株主資本以外の項目の連 結会計年度中の変動額 (純額)						21,217	21,217
連結会計年度中の変動額 合計	18,962	18,962	341,294	△53,365	325,852	21,217	347,070
2024年1月31日残高	638,657	536,827	1,376,622	△110,395	2,441,710	26,663	2,468,374

連 結 注 記 表

連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称

連結子会社の数	2社
連結子会社の名称	株式会社ムービンググループ 株式会社Y's

(2) 主要な非連結子会社の名称

該当事項はありません。

2. 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

当連結会計年度において、株式会社ムービンググループは、決算日を9月30日から1月31日に変更し、連結決算日と同一となっております。従来、当該子会社は12月31日に実施した仮決算に基づく決算数値を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っていましたが、決算期変更に伴い、2023年1月1日から2024年1月31日までの13か月間を連結し、連結損益計算書を通して調整しております。

また、当連結会計年度において、株式会社Y'sは、決算日を3月31日から1月31日に変更し、連結決算日と同一となっております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 資産の評価基準及び評価方法

棚卸資産の評価基準及び評価方法	
仕掛品	個別法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)

(2) 固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産

主に定率法を採用しております。

ただし、建物（建物付属設備を除く）及び2016年4月1日以降に取得した建物付属設備については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 8～18年

工具、器具及び備品 3～15年

②無形固定資産

定額法を採用しております。

（のれんを除く）

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。ただしサービス提供目的のソフトウェアについては、2年以内の見込利用可能期間に基づく定額法を採用しております。

③のれん

のれんの償却については、その効力の及ぶ期間（5年）の定額法により償却を行っております。

(3) 外貨建の資産・負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(4) 引当金の計上基準

賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備え、その見込額のうち、当連結会計年度の費用とすべき額を計上しております。

受注損失引当金

受注契約に係る将来の損失に備えるため、当連結会計年度末において将来の損失が見込まれ、当該損失額を合理的に見積もることが可能なものについて、翌連結会計年度以降の損失見込額を計上しております。

(5) 収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。なお、これらの履行義務に対する対価は、履行義務充足後概ね1年以内に回収しており、重要な金融要素は含んでおりません。

①請負契約に係る収益認識

請負契約に基づくシステム開発等については、プロジェクトの進捗に応じて顧客にサービスを提供していると考えられることから、一定期間にわたって履行義務が充足されると判断し、期間が短くかつ少額なものを除き、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき収益を一定の期間にわたり認識しております。

②準委任契約に係る収益認識

準委任契約に係る取引については、当社グループの指揮命令下において顧客との契約内容に応じた役務提供を行います。当該履行義務は、契約期間にわたり充足されるものであり、収益は当該履行義務が充足される期間において、顧客との契約に定められた金額に基づき、各月の収益を認識しております。

③人材派遣に係る収益認識

人材派遣に係る取引については、労働者派遣契約に基づき当社グループのエンジニアを顧客に派遣し、履行義務は契約期間にわたり充足されます。収益は当該履行義務が充足される期間において、労働者派遣契約に定められた金額に基づき認識しております。

④オンラインゲーム配信サービスに係る収益認識

オンラインゲーム配信サービスについては、顧客であるユーザーが、購入したゲーム内通貨を消費して入手したアイテムを用いてゲームを行い、当社がアイテムごとに定められた内容の役務の提供を行うことで履行義務が充足されるものと判断し、ユーザーがゲーム内アイテムを購入した時点以降のアイテム使用期間を見積り、当該見積り期間に応じて収益を認識しております。

会計方針の変更に関する注記

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。）を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27－2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することとしております。

なお、連結計算書類に与える影響はありません。

会計上の見積りに関する注記

のれんの評価

株式会社ムービンググループ及び株式会社Y's

①当連結会計年度の連結計算書類に計上した額

のれん 221,129千円

②識別した項目にかかる重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループでは連結計算書類の作成にあたり、固定資産の減損に係る見積りが経営の実態を適切に反映したものになるようにグルーピングを行い、減損の兆候を判定しております。固定資産のグルーピングは、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として、事業部門を基本単位としてグルーピングを行っております。

当社は、2022年1月1日付で株式会社ムービンググループ（以下、「ムービンググループ」）の全株式を、2022年7月1日付で株式会社Y's（以下、「Y's」）の全株式を取得し、それぞれ連結子会社とした際にのれんが発生しております。

取得価額については、当社グループは、評価対象企業から期待されるキャッシュ・フローに基づいて価値を評価するインカム・アプローチによるDCF法を用いた現在価値法により評価しており、評価対象企業独自の事業計画などの将来情報が当該評価技法のインプットとなります。

のれんについては、減損の兆候の有無を検討し、減損の兆候を識別した場合には、のれんの残存償却期間に対応する期間における割引前将来キャッシュ・フローを事業計画に基づいて算定し、帳簿価額と比較して減損損失の認識の要否を判定しています。減損損失の認識が必要と判定された場合、当該のれんについては、回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として認識しています。当連結会計年度においては、のれんについて減損の兆候は識別されていません。

将来の売上高や、割引前将来キャッシュ・フローはムービンググループ及びY'sの事業計画を基礎として策定されており、事業計画には、ノウハウの強化と優秀な人材の迎え入れの実現による新規契約の増加を背景とした売上高の成長や、役員を含む管理人員に係る方針など、利用可能な情報に基づいて設定した仮定に基づく将来の見積りが含まれます。

これらの見積りにおいて用いた仮定について、ムービンググループ及びY'sの業績が想定より伸び悩むこと等により見直しが必要になった場合、翌連結会計年度において、減損損失を計上する可能性があります。

会計上の見積りの変更に関する注記

(耐用年数及び資産除去債務の見積りの変更)

当連結会計年度において、現本社オフィスの退去について決議いたしました。これに伴い、退去後利用見込みのない固定資産について、退去予定月までの期間で減価償却が完了するよう将来にわたり耐用年数の見積りを変更しております。また、現本社オフィスの資産除去債務について、退去予定月までの期間で費用計上が完了するよう将来にわたり使用見込期間を変更しております。

さらに、現本社オフィスの賃貸借契約に伴う原状回復義務について、原状回復費用の新たな情報の入手に伴い、見積りの変更を行いました。

なお、資産除去債務については、負債計上に代えて、賃貸借契約に関連する敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当連結会計年度の負担に属する金額を費用に計上する簡便的な方法によっております。

これにより、従来の方法に比べて、当連結会計年度の営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益はそれぞれ22,558千円減少しております。

連結貸借対照表に関する注記

1. 売掛金及び契約資産のうち、顧客との契約から生じた債権及び契約資産の金額は、連結計算書類「収益認識に関する注記 3. (1) 契約資産及び契約負債の残高等」に記載しております。
2. 有形固定資産の減価償却累計額 175,079千円

連結損益計算書に関する注記

減損損失に関する注記

当連結会計年度において、当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

場所	用途	種類
当社	事業用資産	その他（コンテンツ資産）
		長期前払費用

資産のグルーピングは、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として、事業部門を基本単位としており、ゲームタイトルについては、ゲームタイトルごとにグルーピングを行っております。

当社グループは、当初予定していた超過収益力が見込めなくなったゲームタイトルについて、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失（20,567千円）として特別損失に計上しております。減損損失の内訳は、その他（コンテンツ資産）17,345千円、長期前払費用3,222千円であります。

なお、当資産グループの回収可能価額は正味売却価額と使用価値のいずれか高いほうの金額により測定しております。

連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度 期首の株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度 期末の株式数
普通株式	4,133,700株	93,000株	一株	4,226,700株

(注) 新株予約権の行使に伴う新株式の発行により発行済株式総数は93,000株増加しております。

2. 自己株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度 期首の株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度 期末の株式数
普通株式	50,038株	50,000株	一株	100,038株

(注) 普通株式の自己株式数の増加50,000株は、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づく自己株式の取得によるものであります。

3. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額

・2023年3月17日開催の取締役会決議により、普通株式の配当に関する事項を次のとおりとしております。

①配当金の総額	20,418千円
②1株当たり配当額	5円
③基準日	2023年1月31日
④効力発生日	2023年4月13日

・2023年9月14日開催の取締役会決議により、普通株式の配当に関する事項を次のとおりとしております。

①配当金の総額	24,608千円
②1株当たり配当額	6円
③基準日	2023年7月31日
④効力発生日	2023年10月13日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

2024年3月15日開催の取締役会決議により、普通株式の配当に関する事項を次のとおりとしております。

①配当金の総額	24,759千円
②1株当たり配当額	6円
③基準日	2024年1月31日
④効力発生日	2024年4月11日

なお、配当原資については、利益剰余金とすることを予定しております。

4. 当連結会計年度末の新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

普通株式	262,200株
------	----------

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金計画に基づき、必要な資金を主に銀行借入によって調達しております。余資の運用については、短期的な預金等に限定し、デリバティブ取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクにつきましては、取引先ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。売掛金の一部は為替の変動リスクに晒されておりますが、計上金額が僅少であるためリスクは軽微であります。

差入保証金は、主に移転予定先の本社オフィスの敷金であり、賃貸人の信用リスクに晒されております。当該リスクにつきましては、契約の際に事前調査を行い、信用度の高い企業と契約を結ぶことでリスクの軽減を図っております。

営業債務である買掛金及び未払金は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。これらの営業債務は流動性リスクに晒されておりますが、当社では、資金繰計画や支払予定表を作成するなどの方法により管理しております。

借入金のうち、短期借入金は営業取引に係る資金調達であり、長期借入金はM&Aの資金及び運転資金の調達を目的として銀行から融資を受けたものであります。変動金利による借入は金利変動リスクに晒されており、当該リスクに関しては経理部が支払金利の変動をモニタリングし、金利変動リスクの早期把握を図っております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価は、市場価格がない場合には合理的に算定された価格が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2024年1月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 差入保証金(*2)	671,978	604,857	△67,121
資産計	671,978	604,857	△67,121
(1) 長期借入金(*3)	497,500	497,500	—
負債計	497,500	497,500	—

(*1) 「現金及び預金」については、現金であること、及び預金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、また、「売掛金及び契約資産」「買掛金」「短期借入金」「未払金」「未払法人税等」「未払消費税等」については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、記載を省略しております。

(*2) 「差入保証金」については、敷金の回収が最終的に見込めないと認められる部分の未償却残高が含まれております。

(*3) 1年内返済予定の長期借入金も含めております。

(注1) 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	1,742,161	—	—	—
売掛金及び契約資産	1,331,392	—	—	—
差入保証金(*)	—	166,022	—	—
合計	3,073,553	166,022	—	—

(*) 「差入保証金」については、償還予定が確定しているもののみ記載しており、返還期日を明確に把握できないもの(505,956千円)については、償還予定額には含めておりません。

(注2) 短期借入金、長期借入金の連結決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
短期借入金	300,000	—	—	—	—	—
長期借入金	110,000	110,000	110,000	80,000	50,000	37,500
合計	410,000	110,000	110,000	80,000	50,000	37,500

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

該当事項はありません。

(2) 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
差入保証金	—	604,857	—	604,857
長期借入金	—	497,500	—	497,500

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

差入保証金

差入保証金は、返還時期の見積りを行い、見積り期間をもとに将来キャッシュ・フローを国債の利回りによって割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金

長期借入金は、変動金利によるものであり、短期間で市場金利を反映し、また当社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額にほぼ等しいと考えられるため、当該帳簿価額によっており、レベル2の時価に分類しております。

収益認識に関する注記

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	報告セグメント				合計
	Webソリューション事業	デジタル人材育成派遣事業	オンラインゲーム事業	計	
売上高					
請負契約に係る取引	1,446,385	—	833,712	2,280,098	2,280,098
準委任契約に係る取引	2,011,462	—	277,989	2,289,451	2,289,451
人材派遣に係る取引	—	1,885,275	—	1,885,275	1,885,275
オンラインゲーム配信サービスに係る取引	—	—	1,973,116	1,973,116	1,973,116
顧客との契約から生じる収益	3,457,847	1,885,275	3,084,818	8,427,942	8,427,942
外部顧客への売上高	3,457,847	1,885,275	3,084,818	8,427,942	8,427,942

2. 収益を理解する基礎となる情報

「連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等
収益及び費用の計上基準」をご参照ください。

4. 会計方針に関する事項 (5)

3. 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：千円)

	当連結会計年度	
	期首残高	期末残高
顧客との契約から生じた債権	980,986	1,009,620
契約資産	183,255	321,771
契約負債	192,224	220,395

契約資産は、主に請負契約について期末日時点で履行義務の充足により収益を認識しているが未請求の対価に対する権利に関するものであります。

契約負債は、主にオンラインゲーム配信サービスにおけるユーザーからの課金にかかる前受金であります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

当連結会計年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、192,224千円であります。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社及び連結子会社では、残存履行義務に配分した取引価格の注記にあたって実務上の簡便法を適用し、当初予想される契約期間が1年以内の契約について注記の対象に含めておりません。

当連結会計年度末における残存履行義務に配分した取引価格の総額は220,395千円であり、1年以内に収益として認識されると見込んでおります。

1 株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	591円69銭
1株当たり当期純利益	94円32銭

重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

貸借対照表

(2024年1月31日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	2,917,945	流動負債	1,501,938
現金及び預金	1,443,077	買掛金	161,610
売掛金及び契約資産	1,169,400	短期借入金	300,000
仕掛品	5,881	1年内返済予定の長期借入金	110,000
その他	299,585	未払金	439,244
固定資産	1,486,448	未払法人税等	102,545
有形固定資産	88,142	契約負債	218,594
建物	28,900	未払消費税等	116,827
工具、器具及び備品	59,242	賞与引当金	26,280
無形固定資産	259	その他	26,835
ソフトウェア	259	固定負債	387,500
投資その他の資産	1,398,046	長期借入金	387,500
関係会社株式	512,419	負債合計	1,889,438
差入保証金	671,978	純資産の部	
繰延税金資産	197,643	株主資本	2,488,292
その他	16,005	資本金	638,657
		資本剰余金	536,827
		資本準備金	536,827
		利益剰余金	1,423,204
		その他利益剰余金	1,423,204
		繰越利益剰余金	1,423,204
		自己株式	△110,395
		新株予約権	26,663
		純資産合計	2,514,955
資産合計	4,404,394	負債・純資産合計	4,404,394

損益計算書

(2023年2月1日から
2024年1月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	6,870,320
売上原価	5,146,193
売上総利益	1,724,127
販売費及び一般管理費	1,150,395
営業利益	573,732
営業外収益	
受取利息	61
経営指導料	16,800
その他	1,087
営業外費用	
支払利息	4,838
支払手数料	326
為替差損益	974
特別損失	
減損損失	20,567
税引前当期純利益	564,973
法人税、住民税及び事業税	182,642
法人税等調整額	△18,393
当期純利益	400,725

株主資本等変動計算書

(2023年2月1日から
2024年1月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本							新株予約権	純資産 合計
	資 本 金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	株主資本 合計		
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利 益 剰余金合計				
2023年2月1日残高	619,694	517,864	517,864	1,067,505	1,067,505	△57,029	2,148,035	5,445	2,153,481
事業年度中の変動額									
新株の発行	18,962	18,962	18,962				37,924		37,924
剰余金の配当				△45,026	△45,026		△45,026		△45,026
当期純利益				400,725	400,725		400,725		400,725
自己株式の取得						△53,365	△53,365		△53,365
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）								21,217	21,217
事業年度中の変動額合計	18,962	18,962	18,962	355,698	355,698	△53,365	340,257	21,217	361,474
2024年1月31日残高	638,657	536,827	536,827	1,423,204	1,423,204	△110,395	2,488,292	26,663	2,514,955

個別注記表

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

仕掛品 個別法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)

2. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産 主に定率法を採用しております。
ただし、建物（建物付属設備を除く）及び2016年4月1日以降に取得した建物付属設備については、定額法を採用しております。

主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 8～18年

工具、器具及び備品 3～15年

無形固定資産 定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。ただしサービス提供目的のソフトウェアについては、2年以内の見込利用可能期間に基づく定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

賞与引当金 従業員に対する賞与の支給に備え、その見込額のうち、当事業年度の費用とすべき額を計上しております。

受注損失引当金 受注契約に係る将来の損失に備えるため、当事業年度末において将来の損失が見込まれ、当該損失額を合理的に見積もることが可能なものについて、翌事業年度以降の損失見込額を計上しております。

4. 外貨建の資産・負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

5. 収益及び費用の計上基準

顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。なお、これらの履行義務に対する対価は、履行義務充足後概ね1年以内に回収しており、重要な金融要素は含んでおりません。

①請負契約に係る収益認識

請負契約に基づくシステム開発等については、プロジェクトの進捗に応じて顧客にサービスを提供していると考えられることから、一定期間にわたって履行義務が充足されると判断し、期間が短かつ少額なものを除き、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき収益を一定の期間にわたり認識しております。

②準委任契約に係る収益認識

準委任契約に係る取引については、当社の指揮命令下において顧客との契約内容に応じた役務提供を行います。当該履行義務は、契約期間にわたり充足されるものであり、収益は当該履行義務が充足される期間において、顧客との契約に定められた金額に基づき、各月の収益を認識しております。

③人材派遣に係る収益認識

人材派遣に係る取引については、労働者派遣契約に基づき当社のエンジニアを顧客に派遣し、履行義務は契約期間にわたり充足されます。収益は当該履行義務が充足される期間において、労働者派遣契約に定められた金額に基づき認識しております。

④オンラインゲーム配信サービスに係る収益認識

オンラインゲーム配信サービスについては、顧客であるユーザーが、購入したゲーム内通貨を消費して入手したアイテムを用いてゲームを行い、当社がアイテムごとに定められた内容の役務の提供を行うことで履行義務が充足されるものと判断し、ユーザーがゲーム内アイテムを購入した時点以降のアイテム使用期間を見積り、当該見積り期間に応じて収益を認識しております。

会計方針の変更に関する注記

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。）を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27－2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することとしております。

なお、計算書類に与える影響はありません。

会計上の見積りに関する注記

関係会社株式の評価

- (1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

関係会社株式 512,419千円

- (2) 識別した項目にかかる重要な会計上の見積りの内容に関する情報

関係会社株式は、連結子会社である株式会社ムービンググループ（以下、「ムービンググループ」）の株式135,900千円及び株式会社Y's（以下、「Y's」）の株式376,519千円であります。

当社は、2022年1月1日付で、ムービンググループの株式を、2022年7月1日付で、Y'sの株式をそれぞれ取得し連結子会社としております。

ムービンググループ及びY'sの株式取得に当たり、取得価額については、当社は評価対象企業から期待されるキャッシュ・フローに基づいて価値を評価するインカム・アプローチによるDCF法を用いた現在価値法により取得原価を評価しており、評価対象企業独自の事業計画などの将来情報が当該評価技法のインプットとなります。

関係会社株式については、取得価額をもって貸借対照表価額としています。関係会社株式の評価は、超過収益力を反映した実質価額を帳簿価額と比較し、実質価額の著しい低下の有無を判定しております。実質価額が著しく低下した場合には相当の減損処理を行っておりますが、回復する見込みがあると認められる場合には減損処理を行わないことがあります。

当該見積りは、ムービンググループ及びY'sの将来の事業計画に基づき判断しており、事業計画には、ノウハウの強化と優秀な人材の迎え入れの実現による新規契約の増加を背景とした売上高の成長、役員を含む管理人員に係る方針など、利用可能な情報に基づいて設定した仮定に基づく将来の見積りが含まれます。

当該事業計画は将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、実際の関係会社の業績が見積りと異なる場合、翌事業年度の計算書類において、重要な影響を与える可能性があります。

会計上の見積りの変更に関する注記

(耐用年数及び資産除去債務の見積りの変更)

当事業年度において、現本社オフィスの退去について決議いたしました。これに伴い、退去後利用見込みのない固定資産について、退去予定月までの期間で減価償却が完了するよう将来にわたり耐用年数の見積りを変更しております。また、現本社オフィスの資産除去債務について、退去予定月までの期間で費用計上完了するよう将来にわたり使用見込期間を変更しております。

さらに、現本社オフィスの賃貸借契約に伴う原状回復義務について、原状回復費用の新たな情報の入手に伴い、見積りの変更を行いました。

なお、資産除去債務については、負債計上に代えて、賃貸借契約に関連する敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当事業年度の負担に属する金額を費用に計上する簡便的な方法によっております。

これにより、従来の方法に比べて、当事業年度の営業利益、経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれ22,558千円減少しております。

貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額	169,234千円
2. 関係会社に対する金銭債権	
短期金銭債権	22,033千円
長期金銭債権	250千円
3. 関係会社に対する金銭債務	
短期金銭債務	7,487千円

損益計算書に関する注記

1. 関係会社との取引高	
営業取引による取引高の総額	
売上高	70,022千円
仕入高・販売費及び一般管理費	121,075千円
営業取引以外の取引高の総額	16,846千円

2. 減損損失に関する注記

当事業年度において、当社は以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

場所	用途	種類
本社	事業用資産	その他（コンテンツ資産）
		長期前払費用

資産のグルーピングは、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として、事業部門を基本単位としており、ゲームタイトルについては、ゲームタイトルごとにグルーピングを行っております。

当社は、当初予定していた超過収益力が見込めなくなったゲームタイトルについて、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失（20,567千円）として特別損失に計上しております。減損損失の内訳は、その他（コンテンツ資産）17,345千円、長期前払費用3,222千円であります。

なお、当資産グループの回収可能価額は正味売却価額と使用価値のいずれか高いほうの金額により測定しております。

株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の種類及び株式数

株式の種類	当事業年度 期首の株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度 期末の株式数
普通株式	50,038株	50,000株	一株	100,038株

(注) 普通株式の自己株式数の増加50,000株は、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づく自己株式の取得によるものであります。

税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
減価償却費	96,433千円
一括償却資産	7,135
未払事業税	10,308
資産調整勘定	59,709
賞与引当金	8,046
その他	19,344
繰延税金資産小計	200,978
評価性引当額	△3,335
繰延税金資産合計	197,643

関連当事者との取引に関する注記

1. 親会社及び法人主要株主等
該当事項はありません。

2. 子会社及び関連会社等

(単位：千円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	株式会社 ムービンググループ	所有 直接100%	経営指導	経営指導料	9,000	未収入金	825
子会社	株式会社 Y's	所有 直接100%	経営指導	経営指導料	7,800	未収入金	715

(注) 取引条件については、役務提供の対価として交渉の上、決定しております。

3. 兄弟会社等
該当事項はありません。

4. 役員及び個人主要株主等
該当事項はありません。

収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報について、「連結注記表 収益認識に関する注記」に同一の内容を記載しておりますので、注記を省略しております。

1 株当たり情報に関する注記

1 株当たり純資産額 602円98銭
1 株当たり当期純利益 97円84銭

重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年3月25日

株式会社アピリッツ
取締役会 御中

ESネクスト有限責任監査法人

東京都千代田区

指定有限責任社員 公認会計士 田代 学
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 志村 翔子
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社アピリッツの2023年2月1日から2024年1月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社アピリッツ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年3月25日

株式会社アピリッツ
取締役会 御中

ESネクスト有限責任監査法人

東京都千代田区

指定有限責任社員 公認会計士 田代 学
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 志村 翔子
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社アピリッツの2023年2月1日から2024年1月31日までの第24期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうかを注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査役会は、2023年2月1日から2024年1月31日までの第24期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役または、監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）並びに計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 連結計算書類の監査結果

会計監査人ESネクスト有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人ESネクスト有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年3月27日

株式会社アピリッツ 監査役会

常勤監査役	三原	順	㊟
監査役	石上	尚弘	㊟
監査役	伊藤	英佑	㊟

(注) 監査役石上尚弘及び監査役伊藤英佑は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以上

株主総会会場ご案内図

[会 場] 東京都新宿区西新宿 8-17-1 住友不動産新宿グランドタワー5階
ベルサール新宿グランドコンファレンスセンター Room A+B

交通のご案内



●アクセス

- ・東京メトロ丸ノ内線：「西新宿駅」1番出口徒歩4分
- ・都営大江戸線：「都庁前駅」A5出口徒歩8分
- ・JR線他：「新宿駅」西口徒歩14分

※お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。

※株主総会にご出席の株主様へのお土産はございません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。